

令和3年10月28日

旅館業法見直しに関する意見書

現在のハンセン病療養所ではほとんどの入所者が菌陰性になっており既に病気は治癒している状態です。そんななかで起きたのが2003年の黒川温泉宿泊拒否事件でした。この事件はまさしく今なお根強く残るハンセン病に対する偏見差別事件そのものです。宿泊拒否の理由は「他の利用客に不安と不快感を与える」「従業員が動搖する」など科学的根拠を欠いています。日常的に発生する偏見差別の多くは同じ理由によるものです。旅館業法の見直しに当たっては当然宿泊拒否を厳しく制限すべきです。感染症患者、もしくはその疑いのある者に対し、取るべき対応はただ単に宿泊を拒否するというだけでなく、他の法律との関係もありますが感染予防対策、医療機関との連携等、公衆衛生上必要な措置をすべて講じることを明記すべきです。特に新型コロナ禍が続く中ではこのことを徹底させる法の整備が図られることが重要です。

偏見差別の解消を目的に運動を進める全療協としては、宿泊拒否事件を教訓として2度と利用客に対する不当な扱いがくり返されないため、より完全な見直しがなされることを期待します。

以上

全国ハンセン病療養所入所者協議会